

第 46 期

報 告 書

2022 年 3 月 1 日から

2023 年 2 月 28 日まで

タビオ 株式会社

証券コード 2668

# 事業報告

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、行動制限の解除や入国規制の緩和に伴い、経済活動の正常化に向けた動きが見られました。一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や為替相場の急激な変動による商品・サービス価格の上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内衣料品販売の市場では、外出需要の増加に伴い季節商品の販売が好調に推移し、インバウンド需要も回復傾向を見せ始めましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況や気温の変化が実需に大きな影響を及ぼすなど、市場環境の変化に迅速に対応することが求められております。

このような状況の中で当グループは、今期の経営方針『タビオ・デジタルリミックス』を掲げ、リアルとWEBが融合したOMO店舗の出店・リニューアルを加え、お客様に新たな購買体験を提供することで利便性を高め、顧客満足度の向上と新規顧客の獲得につなげております。

#### (国内専門店事業)

国内専門店事業におきましては、『靴下屋』『Tabio』『Tabio MEN』各ブランドの国内専門店舗をOMO店舗とするため、新規出店・リニューアルを進めました。具体的には、トレンドを取り入れた店装やオンラインサイネージを導入し、SNSを起点としたトレンドに迅速に対応できる商品展開の実施に注力しました。また、AI機能を搭載した刺繍機の導入や店頭販売員によるスマホ接客など、お客様一人一人に合わせた付加価値の高いサービスの強化にも取り組みました。

以上の結果、「国内専門店事業」の売上高は12,159百万円（前年同期比11.9%増）となりました。

#### (国内EC事業)

国内EC事業におきましては、将来的な目標である売上構成比25%を達成するための施策を実施いたしました。具体的には、商品画像を置き画像から着用画像に変更し、スタッフコーディネートを活用するなど、ECサイトにおけるユーザビリティを高める施策を中心に進めました。また多くの企業やブランドとのコラボ商品展開や、スマホからでもオリジナルソックスが作成できるカスタム刺繍サービスの提供など、お客様一人一人の需要に対応できる施策も行いました。

以上の結果、「国内EC事業」の売上高は1,908百万円（前年同期比7.3%増）となりました。

#### (海外・スポーツ卸事業)

スポーツ卸事業におきましては、機能性を追求したスポーツソックスの展開をランニング、フットボール、野球、バスケットボールと拡大しております。その中でもフットボールソックスは、トップ選手から学生まで購買層が拡がり、売上成長の牽引役となりました。

また海外事業では、欧州・北米市場において、新型コロナウイルス感染症の影響も終息し、経済活動の正常化とともに売上も回復しました。中国市場ではゼロコロナ政策の影響が大きく厳しい状況が続きましたが、今後も重要な成長市場として見据え、現地子会社を設立し、現地の需要に応じた最適な生産体制を構築する準備を進めております。

以上の結果、「海外・スポーツ卸事業」の売上高は1,196百万円（前年同期比15.5%増）となりました。

出退店状況におきましては、フランチャイズチェーン店9店舗、直営店4店舗の新規出店と、フランチャイズチェーン店6店舗、直営店11店舗の退店により、当連結会計年度末における店舗数は、フランチャイズチェーン店114店舗（海外代理商による28店舗を含む）、直営店159店舗（海外4店舗を含む）、合計273店舗となりました。

利益面におきましては、固定資産の減損会計の適用を行った結果、減損損失134百万円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は15,264百万円（前年同期比11.6%増）、営業利益507百万円（前年同期比321.0%増）、経常利益529百万円（前年同期比162.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益232百万円（前年同期比26.3%増）となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源価格・原材料価格の高騰や為替相場の変動を背景とした物価の上昇など、引き続き不透明な状況で推移すると予想されます。国内衣料品販売におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も緩和され、人流の回復や消費活動の正常化が期待される一方、物価高による節約志向の高まりやライフスタイルの変化が消費行動に影響するものと予想されます。

このような状況の中で当グループは、お客様一人一人の顧客満足度向上と多様に変化する消費者ニーズに迅速に対応するため、①お客様の消費行動の変化に対応できる生産体制の構築、②国内EC売上の向上及びリアル店舗への送客を実現するため、WEB・SNSでの発信力を強化、③メンズ顧客層の拡大及びメンズ商品の認知度向上を目的に、俳優・窪塚洋介氏の『Tabio MEN』アンバサダー起用、などの取り組みを実施して参ります。

株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### (3) 資金調達の様況

特記すべき事項はありません。

### (4) 設備投資の様況

当連結会計年度中の設備投資額の総額は510百万円であり、その主なものは直営店の新規出店や移転・増床・改装に伴う差入保証金及び内装・什器やソフトウェア等であります。

### (5) 財産及び損益の様況の推移

区 分	第 43 期	第 44 期	第 45 期	第 46 期 (当連結会計年度)
	2020年 2 月期	2021年 2 月期	2022年 2 月期	2023年 2 月期
売 上 高(百万円)	15,722	11,505	13,677	15,264
経 常 利 益 (△ 損 失)(百万円)	262	△866	201	529
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円) (△純損失)	7	△1,550	183	232
1株当たり当期純利益 (△純損失)(円)	1.11	△228.11	27.04	34.17
総 資 産(百万円)	8,756	7,609	7,748	7,733
純 資 産(百万円)	5,677	3,912	3,990	4,019

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」又は「1株当たり当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の様況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 又 出 資 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
タビオ奈良株式会社	千円 9,000	% 100.0	物流業務、靴下の企画・検査・検品・加工、機械の製造・販売等
Tabio France S.A.S.	千€ 900	% 100.0	衣料品の小売、卸売及び輸出入

(7) 主要な事業内容

靴下の企画・卸・小売とフランチャイズチェーン・直営店『靴下屋』、直営店『タビオ』等の展開を事業としております。

現在、当社の直営店を国内に155店舗（『靴下屋』関連107店舗、『タビオ』関連48店舗）有しており、フランチャイズ加盟店は国内で86店舗に至っております。

海外支店としてイギリスに1店舗、海外子会社の直営店としてフランスに3店舗を展開しており、中国において代理商による28店舗を展開しております。

タビオ奈良株式会社は物流業務及び商品の検査・研究業務を行っております。

(8) 主要な事業所等

① 本 社：大阪市浪速区難波中二丁目10番70号  
 なんばパークス内パークスタワー16F

東京支店：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号渋谷クロスタワー31F

直 営 店：155店舗

区分	地 域	主 要 な 店 舗 名	店 舗 数
靴下屋 関連	北 海 道	札幌アピア、札幌ステラプレイス	4店
	東 北	エスパル仙台、仙台セルバ	5店
	関 東	ルミネ北千住、ルミネ新宿、渋谷マークシティ、ルミネ有楽町、ルミネ立川、アトレ恵比寿、ルミネ太宮1、ルミネ横浜、ラゾーナ川崎	46店
	甲信越・北陸・東海	ラブラ万代、イオンモール高岡、新静岡セノバ、メイワン浜松、イオンモールナゴヤドーム前	12店
	近 畿	なんばパークス、ルクア、イオンモール泉南 京都ポルタ、京都寺町	18店
	中 国 ・ 四 国	ゆめタウン広島、イオンモール広島府中	5店
	九 州 ・ 沖 縄	アミュプラザ博多、アミュプラザ鹿児島、 熊本下通り	17店
	小 計		107店
タピオ 関連	北 海 道	札幌アピア	1店
	東 北	仙台パルコ本館	2店
	関 東	東京ソラマチ、東武池袋、表参道ヒルズ、六本木ヒルズ、ルミネエスト、GINZA SIX、KITTE、	19店
	甲信越・北陸・東海	JR名古屋高島屋、ラシック名古屋	9店
	近 畿	大丸梅田、阪神百貨店、大丸京都、京都寺町、 グランフロント大阪、阪急三番街	11店
	中 国 ・ 四 国	福屋百貨店	1店
	九 州 ・ 沖 縄	ラシック福岡天神、小倉井筒屋、鶴屋百貨店、 アミュプラザ鹿児島プレミアム館	5店
	小 計		48店
総 合 計		155店	

② 子会社等

国内	タビオ奈良株式会社	奈良県北葛城郡広陵町三吉578
国外	Tabio France S.A.S.	フランス
	Tabio Retail S.A.S.	フランス
	踏比鷗商貿（上海）有限公司	中国

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
274名	-5名

(注) 上記従業員のほか、販売職社員等（年間平均雇用人数）が613名おります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	225,110
株式会社三菱UFJ銀行	225,000
株式会社南都銀行	100,183

千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 26,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 6,789,947株(自己株式23,933株を除く)  
 (3) 株主数 9,043名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社越智産業	2,478,000	36.50
エム・エス・エヌ株式会社	1,075,900	15.85
タビオ取引先持株会	230,792	3.40
越智勝寛	102,824	1.51
高山清行	100,000	1.47
石坂季之	75,000	1.10
越智康彦	71,214	1.05
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	69,700	1.03
越智恵子	66,668	0.98
真砂純子	66,666	0.98

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	9,696株	5名
社外取締役	—	—
監査役	941株	1名

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	越 智 勝 寛	エム・エス・エヌ株式会社代表取締役
専 務 取 締 役	荻 原 正 俊	東京支店長 Tabio France S. A. S. 代表取締役
取 締 役	越 智 康 彦	
取 締 役	真 砂 輝 男	タビオ奈良株式会社代表取締役
取 締 役	関 淑 束	財務部長
取 締 役	大 武 健 一 郎	(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会 名誉理事長
取 締 役	金 井 路 子	株式会社グロースエンジン代表取締役
常 勤 監 査 役	小 田 明	
監 査 役	林 裕 之	弁護士（弁護士法人 太田・柴田・林法 律事務所）
監 査 役	高 山 和 則	公認会計士・税理士（高山公認会計士事 務所）

- (注) 1. 2022年5月26日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって、谷川 繁氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 2022年5月26日開催の第45期定時株主総会において、関淑束氏は取締役に選任され、就任いたしました。
3. 監査役 林 裕之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務分野において豊富な知識と経験を有するものであります。
4. 監査役 高山和則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 大武健一郎及び金井路子の両氏は、社外取締役であります。
6. 監査役 林 裕之及び高山和則の両氏は、社外監査役であります。
7. 取締役 大武健一郎及び金井路子、監査役 林 裕之及び高山和則の4氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の全ての取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払いの対象外としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

#### (基本方針)

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、その役割と責務を適切に果たす観点から、基本報酬に加えて、業績連動報酬である賞与、及び譲渡制限付株式報酬で構成する。社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることを鑑み、基本報酬のみとする。

#### (基本報酬)

基本報酬は、月例の金銭報酬とし、『役員報酬に関する内規』に基づき、各取締役の役位・役割・職責等に応じて決定する。具体的な報酬額の決定に際しては、会社の業績・業界水準・従業員給与等とのバランスも考慮する。

#### (賞与)

取締役賞与は、毎年、一定の時期に支給する金銭報酬とし、単年度の連結営業利益達成度を基準とし、中期経営課題の取り組み状況・従業員への賞与支給状況・ガバナンスの状況等を総合的に勘案して決定する。

指標として単年度の連結営業利益達成度を選定した理由は、当グループは営業利益を主要な業績指標としていることに加え、各取締役の職責や業績への貢献度等を総合的に評価する上で関連性が高いと判断したためであります。

#### (譲渡制限付株式報酬)

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものであり、中長期インセンティブ・市場への影響・他社動向等を考慮し、支給総額を決定する。

各取締役に対して、役位・役割・職責等に応じて毎年一定の時期に付与し、退任時までの間、譲渡制限を付すものとする。

#### (割合の決定に関する方針)

基本報酬、取締役賞与、譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合及び役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえた上で設定する。

#### (取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

基本報酬、取締役賞与、株式報酬の各取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議された上限の範囲において、取締役会から委任を受けた代表取締役社長である越智勝寛が決定しております。

権限を委任した理由は、各取締役の職責や業績への貢献度等を公平公正に評価するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役に対して各取締役の報酬額の内訳及びその決定理由を事前に説明した上で、取締役会に総額を報告し、基本報酬額案、取締役賞与額案及び株式報酬額案を決定するものとする。

取締役賞与は、事業年度終了後、上記に記載の決定方針に基づき、各取締役の賞与額案に対する支給率を代表取締役社長が検討し、取締役会において賞与総額を審議・決定し、代表取締役社長が各取締役の配分案を決定するものとする。

株式報酬は、株式報酬額案を基に、上記に記載の決定方針に基づき、取締役会において株式報酬総額を審議・決定し、代表取締役社長が各取締役の配分案を決定するものとする。

(監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

各監査役の報酬については、職務の内容、経験及び当社の状況等を勘案の上監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象人数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	譲渡制限付 株式報酬
社内取締役	6	124,238	115,500	8,738
社内監査役	1	12,651	11,700	951
社外取締役	2	11,400	11,400	—
社外監査役	2	6,600	6,600	—
計	11	154,890	145,200	9,690

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2022年5月26日開催の第45期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2009年5月28日開催の第32期定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。なお、決議当時の対象取締役は10名となります。また、この報酬枠とは別に、2019年5月23日開催の第42期定時株主総会において年額25,000千円以内（社外取締役を除きます。）とする譲渡制限付株式報酬枠を決議されております。なお、決議当時の対象取締役は7名となります。
4. 監査役の報酬限度額は、2009年5月28日開催の第32期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。なお、決議当時の対象監査役は5名となります。また、この報酬枠とは別に、2019年5月23日開催の第42期定時株主総会において年額5,000千円以内（社外監査役を除きます。）とする譲渡制限付株式報酬枠を決議されております。なお、決議当時の対象監査役は3名となります。
5. 上記支給額のほか、2022年5月26日開催の第45期定時株主総会決議に基づき、役員特別功労金を退任取締役2名に対して79,900千円支給しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 社外取締役 大武 健一郎

###### イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会名誉理事長であり、(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会と当社の間には、特別な関係はありません。

###### ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、豊富な経験と高度な専門知識を生かし、取締役会において、主に経営の観点から重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。

###### ハ. 社外取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役大武健一郎氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

##### ② 社外取締役 金井 路子

###### イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は株式会社グロースエンジン代表取締役であり、株式会社グロースエンジンと当社の間には、特別な関係はありません。

###### ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、豊富な経験と専門的な知見を生かし、取締役会において、主に経営の観点から重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。

ハ. 社外取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役金井路子氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 社外監査役 林 裕之

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は弁護士法人 太田・柴田・林法律事務所の弁護士であり、弁護士法人 太田・柴田・林法律事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会及び監査役会への出席率は100%であります。

監査役会において、常勤監査役及び内部監査部門から報告を受け、当社グループ会社の監査状況等をレビュー、ヒアリングや意見交換を行うなど、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。また、社外監査役として、取締役会において、経験豊富な弁護士としての専門的見地から、積極的な発言を行っております。

ハ. 社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役林 裕之氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

④ 社外監査役 高山 和則

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は高山公認会計士事務所の公認会計士・税理士であり、高山公認会計士事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会及び監査役会への出席率は92.3%であります。

監査役会において、常勤監査役及び内部監査部門から報告を受け、当社グループ会社の監査状況等をレビュー、ヒアリングや意見交換を行うなど、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。また、社外監査役として、取締役会において、経験豊富な公認会計士としての専門的見地から、積極的な発言を行っております。

ハ. 社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役高山和則氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 17,000千円

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び整備運用状況

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社グループの全役職員が、法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守するため、コンプライアンス規程を定めるとともに、研修を充実させる。
  - (2) 社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、各部署からの情報収集や議論、情報発信を通じて、当社グループの全役職員のコンプライアンス意識を高めるとともに適正業務推進室は業務の監査を通じて法令等への遵守状況を監視し、コンプライアンス体制の推進を図る。
2. 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録・経営会議会議録・稟議書など取締役の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び社内規程に基づき適切に保存するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、当社グループ全体のリスク管理を重要な経営管理の一つであると位置付けており、その有効性と適切性を維持するべく経営危機管理規程を定めるとともに、社長を本部長とした「危機管理委員会」により、万一発生した危機において、拡大防止・損失の低減・事態の鎮静を第一義的に迅速かつ的確な組織的対応を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 原則として毎月1回第2火曜日に開催する定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
  - (2) 原則として毎週火曜日に取締役と必要に応じて各部署責任者による経営会議を開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
  - (3) 取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社管理を管掌する担当部署を置き、子会社の取締役の執行を監視・監督する。
- (2) 子会社の営業成績、財務状況及び経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会又は経営会議に報告し、承認を得て行うこととする。
- (3) 定期的子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会は、監査役の要請により、必要ある場合には職務を補助する専任の使用人を配置するものとし、その使用人の選任及び解任に関しては、監査役の同意を得て行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人を置く場合には、当該使用人の業務指示は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動・人事考課・懲戒については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- (2) 監査役は独立性をもって各部署に赴き、業務の状況の確認やヒアリングをすることができる。
- (3) 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会・経営会議・その他重要会議に出席するとともに、書類の閲覧や質問を行うことができる。
- (2) 監査役は、各部署の会議その他あらゆる場面に出席することができる。

- (3) 監査役は、適正業務推進室や監査法人と連携し、効率的な監査を行う。
- (4) 監査役は、その職務の執行に必要なと認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家を利用することができ、当社はその費用を負担する。

#### 10. 反社会的勢力に向けた取り組み

##### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固拒否することを基本的な考えとする。

##### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、総務部を対応部署としており、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それら勢力からの不当な要求を受けた場合に備え、平素から所轄警察署・企業防衛連合協議会・顧問弁護士等外部の専門機関との連携を築き、反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行う。

#### 11. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

##### (1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的に開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しております。また、各部署責任者以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

##### (2) 監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度において監査役会を定期的に開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに適正業務推進室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

- (3) 当社子会社における業務の適正の確保について  
当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認する等適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。
- (4) コンプライアンス・リスク管理について  
コンプライアンス委員会及び危機管理委員会を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資確保、不測の事態に備えております。
- (5) 反社会的勢力排除について  
お取引先様との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>4,095,188</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,373,095</b>
現金及び預金	2,601,731	買掛金	533,532
受取手形	13,329	電子記録債務	623,442
売掛金	692,669	1年内返済予定の長期借入金	222,757
商品	663,026	リース債務	97,566
貯蔵品	432	未払費用	285,649
その他	127,061	契約負債	42,410
貸倒引当金	△3,064	未払法人税等	73,235
<b>固定資産</b>	<b>3,638,794</b>	賞与引当金	136,103
<b>有形固定資産</b>	<b>2,069,238</b>	その他	358,396
建物及び構築物	560,100	<b>固定負債</b>	<b>1,341,748</b>
機械装置及び運搬具	1,357	長期借入金	340,221
土地	1,182,654	リース債務	237,171
リース資産	117,743	退職給付に係る負債	325,800
建設仮勘定	157,177	資産除去債務	316,278
その他	50,204	その他	122,276
<b>無形固定資産</b>	<b>339,233</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,714,844</b>
ソフトウェア	269,042	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア仮勘定	11,735	<b>株主資本</b>	<b>3,998,323</b>
その他	58,454	資本金	414,789
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,230,322</b>	資本剰余金	92,424
差入保証金	1,062,118	利益剰余金	3,515,914
繰延税金資産	115,372	自己株式	△24,805
その他	52,832	その他の包括利益累計額	20,814
		為替換算調整勘定	△6,768
		退職給付に係る調整累計額	27,582
		<b>純資産合計</b>	<b>4,019,137</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,733,982</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,733,982</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		15,264,221
売上原価		6,631,681
売上総利益		8,632,539
販売費及び一般管理費		8,125,157
営業利益		507,382
営業外収益		
受取利息	19	
仕入割引	11,132	
固定資産賃貸料	1,626	
為替差益	3,559	
受取補償金	316	
助成金収入	6,815	
雑収入	3,841	27,310
営業外費用		
支払利息	4,477	
雑損	677	5,154
経常利益		529,538
特別損失		
固定資産除売却損	7,419	
賃貸借契約解約損	3,578	
役員特別功労金	79,900	
社葬費用	21,888	
減損損失	134,668	247,454
税金等調整前当期純利益		282,083
法人税、住民税及び事業税	59,278	
法人税等調整額	△9,573	49,704
当期純利益		232,379
親会社株主に帰属する当期純利益		232,379

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	414,789	92,424	3,487,731	△9,313	3,985,631
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△204,130		△204,130
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			232,379		232,379
自己株式の取得				△26,854	△26,854
自己株式の処分		△66		11,362	11,296
利益剰余金から資本 剰余金への振替		66	△66		—
株主資本以外の項目 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	28,183	△15,491	12,691
当 期 末 残 高	414,789	92,424	3,515,914	△24,805	3,998,323

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	為 替 換 算 勘 定 調 整	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△5,434	9,957	4,522	3,990,153
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△204,130
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			—	232,379
自己株式の取得			—	△26,854
自己株式の処分			—	11,296
利益剰余金から資本 剰余金への振替			—	—
株主資本以外の項目 当期変動額（純額）	△1,333	17,625	16,292	16,292
当 期 変 動 額 合 計	△1,333	17,625	16,292	28,984
当 期 末 残 高	△6,768	27,582	20,814	4,019,137

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>3,917,773</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,255,647</b>
現金及び預金	2,456,314	買掛金	526,675
取手	13,329	電子記録債権	623,442
掛	695,096	1年内返済予定の長期借入金	199,960
商品	652,482	リース債務	85,807
貯蔵品	108	未払金	230,479
前払費用	64,894	未払費用	251,809
未収入金	26,798	未払法人税等	73,063
その他の金	11,813	未払消費税等	66,160
貸倒引当金	△3,064	預り金	36,753
<b>固定資産</b>	<b>2,901,203</b>	前受収益	2,047
<b>有形固定資産</b>	<b>1,363,447</b>	賞与引当金	122,578
建物	57,878	契約の負債	35,916
工具、器具及び備品	43,756	その他	952
土地	1,034,564	<b>固定負債</b>	<b>1,141,335</b>
リース資産	70,071	長期借入金	250,150
建設仮勘定	157,177	リース負債	185,192
<b>無形固定資産</b>	<b>274,455</b>	長期未払金	18,723
ソフトウェア	256,933	退職給付引当金	297,879
ソフトウェア仮勘定	11,735	資産除去債務	314,390
電話加入権	5,786	長期預り保証金	75,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,263,300</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,396,982</b>
関係会社株式	9,000	<b>純資産の部</b>	
出資金	160	株主資本	3,421,994
関係会社長期貸付金	19,273	資本金	414,789
長期前払費用	5,847	資本剰余金	92,424
差入保証金	1,052,484	資本準備金	92,424
繰延税金資産	126,036	利益剰余金	2,939,586
その他	50,499	利益準備金	65,000
		その他利益剰余金	2,874,586
		別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	2,774,586
		自己株式	△24,805
<b>資産合計</b>	<b>6,818,977</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,421,994</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,818,977</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,072,189
売 上 原 価		6,622,323
売 上 総 利 益		8,449,866
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,016,494
営 業 利 益		433,372
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	662	
仕 入 割 引	11,132	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	9,910	
固 定 資 産 賃 貸 料	39,450	
為 替 差 益	3,164	
受 取 手 数 料	600	
助 成 金 収 入	5,610	
雑 収 入	3,333	73,864
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,795	
雑 損 失	497	4,293
経 常 利 益		502,943
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7,419	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	3,578	
役 員 特 別 功 勞 金	79,900	
社 葬 費 用	21,888	
減 損 損 失	134,668	247,454
税 引 前 当 期 純 利 益		255,488
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	59,106	
法 人 税 等 調 整 額	△9,024	50,082
当 期 純 利 益		205,406

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	414,789	92,424	—	92,424	65,000
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△66	△66	
利益剰余金から資本剰余金への振替			66	66	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	414,789	92,424	—	92,424	65,000

	株 主 資 本					純 資 産 計
	利益剰余金			自 己 株 式	株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	100,000	2,773,376	2,938,376	△9,313	3,436,276	3,436,276
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△204,130	△204,130		△204,130	△204,130
当 期 純 利 益		205,406	205,406		205,406	205,406
自己株式の取得				△26,854	△26,854	△26,854
自己株式の処分				11,362	11,296	11,296
利益剰余金から資本剰余金への振替		△66	△66		—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	1,210	1,210	△15,491	△14,281	△14,281
当 期 末 残 高	100,000	2,774,586	2,939,586	△24,805	3,421,994	3,421,994

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主優待制度のお知らせ

### 1. ご優待内容

「靴下屋」「Tabio」「Tabio MEN」の各店舗に加えて、当社公式オンラインストアでお買上げ総額に関わらず、発行額の範囲内で使用できる株主ご優待カードを贈呈致します。

※一部お取り扱いできない店舗がございますので、あらかじめお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

### 2. 送付時期

	内容
対象となる株主様	毎年2月末日現在の株主名簿に記録された株主様（年1回になります。）
送付時期	毎年5月下旬予定（定時株主総会終了後）
有効期限	発行より1年間

### 3. ご優待カードの贈呈基準

	優待内容		
	継続保有期間	1年以上3年未満	3年以上
保有株式数	100株以上	1,000円分	1,500円分
	500株以上	5,000円分	8,000円分
	1,000株以上	10,000円分	16,000円分

# 株 主 メ モ

事業年度	3月1日～2月末日
期末配当金受領株主確定日	2月末日
定時株主総会	毎年5月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 TEL 0120-094-777 (通話料無料)
特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
同連絡先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL <a href="https://tabio.com/jp/corporate/news/ir/">https://tabio.com/jp/corporate/news/ir/</a> (ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せ下さい。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意下さい。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三井住友信託銀行が口座管理機関となっておりますので、三井住友信託銀行にお問合せ下さい。株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行ではお手続きできませんので、ご注意下さい。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

**Tabio**  
tradition in motion

タビオ 株式会社

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号  
なんばパークス内パークスタワー16F

TEL 06-6632-1200 (代表)

ホームページ <https://www.tabio.com>